

R 2 年度 重点事業（計画）

担当課

長寿介護課・地域保健課・  
健康支援課

事業名

在宅医療・ケアの推進

経緯・課題

峡南地域は、過疎化・高齢化が進み、認知症及び介護が必要な人は多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ない。

そのため、住民が在宅療養を望んだ時に安心して療養できる地域の実現に向け、峡南地域の実情に即した認知症も含めた在宅医療やケアの体制整備をめざす。

<経緯>

- 平成 23 年度、飯富病院内に設置された峡南在宅医療支援センター（以下「センター」）は、平成 26 年度、管内 5 町と県が事業主体となりセンターの管理運営を飯富病院に委託。
  - 平成 26 年度、峡南地域保健医療推進委員会（以下「委員会」）の専門委員会として「峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議」を設置し、多職種による協議や研修会、住民への普及啓発事業を継続実施。（平成 29 年度終了）
  - 平成 27 年度、センターにおいて「峡南地域患者情報共有システム（コンパス）」サーバーを利用し「峡南在宅患者情報共有システム（コメット）」を運用開始。（同システムは、コンパスの終了に伴い平成 30 年度末をもって運用を終了）
  - 平成 28 年度、管内 5 町が介護保険事業の「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症初期集中支援チーム」の事業の一部をセンターに委託。
  - 平成 29 年 10 月、5 町共同の認知症初期集中支援チームをセンターに配置。
  - 第 7 次山梨県地域保健医療計画峡南圏域アクションプラン（H30～6 年間行動計画）、健康長寿やまなしプラン・各町の第 7 期介護保険事業計画（H30～3 年）策定。
  - 平成 30 年度、委員会の専門委員会として「峡南地域在宅医療広域連携会議」を設置し、峡南地域における在宅医療提供体制整備に向けて、令和元年度は「自宅看とり」に関して、訪問看護ステーション対象のアンケート及び関係職種への聞きとり調査を実施。
- 平成 30 年度、センター委託の在宅医療・介護連携推進事業において「峡南地域の入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール（手引き）」の作成、令和元年度から運用開始されている。

<課題>

- 自宅看取りに関する調査結果から明確になった峡南地域の課題に対して、看取りに関わる関係者間の認識、連携、資質向上等、具体的な対策について更なる検討が必要である。
- 「看取り」以外の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応に関する課題についても、関係機関・団体の取組、役割等もあわせて対策を検討していく。
- 高齢者の自立支援・重度化防止、地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けて、各町の第 7 期介護保険事業計画の進捗管理とともに来年度の第 8 期計画策定に対して、各町の地域課題を踏まえた実効性のある計画策定への支援が必要である。
- 峡南地域入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール見直し後の有効活用、退院支援マネジメントガイドラインの普及（看護連携継続委員会）、地域単位の多職種情報交換会等、関連する取組を連動させ、本人家族の意思を尊重し、必要かつタイムリーな情報共有により切れ目のない医療と介護連携の強化を図る。
- 峡南在宅医療支援センター実務者会議、峡南福祉保健担当課長会議等に参画する中で、各町・共通課題解決に向けて、町単位・広域的な取組等の効果的展開を図る。
- 認知症支援の目的、目標、初期集中支援チームの活用検討、対応力向上等、峡南圏域の認知症支援体制の充実を図る。

<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡南地域在宅医療広域連携会議の開催（2回） 在宅医療の体制整備に係る指針4項目（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）を基に、関係機関・団体の取組、役割等もあわせての対策検討等により、峡南地域における切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備を図る。 ・自宅看取りの実態調査から明らかになった共通課題に対する具体的対策の検討 ・退院支援、日常の療養支援、急変時の対応における課題に対する検討</li> <li>○ 健康長寿やまなしプラン・各町の介護保険事業計画の推進（通年） 高齢者の自立支援・重度化防止の推進、地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けて、第7期介護保険事業計画の進捗管理（PDCAサイクル）、第8期計画策定支援。 ・高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、各町の地域ケア会議への参画、特に自立支援型地域ケア会議未実施町への継続的支援 ・各町の第7期介護保険事業計画の進捗管理、来年度の第8期計画策定に対する支援 ・在宅医療・介護連携の推進に関して、峡南地域の入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール（手引き）の円滑な運用、課題の把握、共有</li> <li>○ 認知症支援体制の推進（通年） 峡南地域における認知症支援体制の構築及び推進に向けて、医師会による認知症相談窓口（もの忘れ相談医）、サポート医、認知症疾患医療センター等専門医及び、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等が効果的に機能するよう、活動状況及び課題等の把握、共有、効果的な情報提供等を行う。 ・認知症地域支援推進員の役割、活動を支援するための情報提供及び助言等 ・地域住民への普及啓発等の強化を図る。</li> <li>○ 各町・峡南在宅医療支援センターとの連携（通年） 所内各課との情報共有、役割分担により、峡南在宅医療支援センターの運営に係る実務者会議及び運営協議会への参画、各町及び峡南福祉担当課長会議等、機会を捉えて情報提供、情報交換を行う。 ・センター業務に関連する情報の提供及び情報交換に努める。 ・北部（市川三郷町・富士川町）情報交換会、早川町・身延町顔の見える関係づくりの会等への参画を通して、在宅医療・介護連携に係る情報交換、課題の把握、共有を図る。 ・医療・介護連携における情報共有に関して、紙媒体含む情報共有ツールの活用状況や好事例等について、情報収集及び情報提供を行う。</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡南地域の実情に即した地域包括ケアシステムの構築及びその深化・推進に向けて、認知症も含めた在宅医療・ケアの提供体制を整備していくために、関係機関・団体による各種の取組との連動、調整を図り、計画的・効率的な事業展開としていく。</li> <li>○ 第7期山梨県地域保健医療計画（現行計画）に位置づく「外来医療計画（2020～2023）」、「地域医療構想」等を踏まえ、峡南地域における医療状況を注視し、中長期的に医療提供体制の確保、推進等に取り組む。</li> <li>○ 在宅医療・ケアの提供体制は、人工呼吸器装着患者等災害時における要援護者対策とも関連し、また、子供から高齢者まであらゆる対象者の課題として取り組む必要がある。</li> <li>○ 峡南在宅患者情報共有システム（コメント）運営協議会は2019年度以降休止。2024年度、iPad機器処分（2025年）に向けて開催予定。</li> </ul>

## 事業名

## 災害時体制の充実

## 経緯・課題

峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域でもあることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。

そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実を図る。

## &lt;経緯&gt;

- 医療救護訓練については、平成21年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加し実施している。平成26年度からは県医務課主催の全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施するとともに、少人数参集時に誰でも行動できるアクションカードの作成に着手した。平成27年度からは管内の町において医療救護所設置訓練及びDMA T隊によるトリアージ研修会を開催しており、これまでに、市川三郷町（平成27年度）、早川町（平成28年度）、富士川町（平成29年度、30年度）身延町（令和元年度）で開催済みである。これらの訓練に加え、平成28年度は、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練（早川町会場）にも参加し、地区医師会との連携の確認、課題の検証を行った。なお、令和元年度に予定していた中部ブロックDMA T訓練は、台風19号の影響で令和2年度に延期となった。
- 医療依存度の高い長期療養児及び難病患者等に対し、平成24年度から災害時における支援を検討・実施している。

## &lt;課題&gt;

- 大規模災害時情報伝達訓練においては、県保健医療救護対策本部と連携した訓練が実施できるように担当者会議で検討していくことが必要である。
- 管内の過去の医療救護所設置訓練の情報交換や検証を関係者で行う場を設定し、医療救護所運営マニュアルやアクションカードの作成及び備品、医療機材等の確保等整備を進め、管内の医療救護活動の標準化を図ることが必要である。
- 加入電話不通時の通信確保のため関係機関とデジタルトランシーバー運用訓練が必要
- 引き続き、当所の初動対応のためのアクションカードと、地区保健医療救護対策本部アクションカードとの調整を図るとともに、訓練や検討会を繰り返し行い、内容の充実を図る必要がある。
- 引き続き全町と、避難行動要援護者に関する町との情報交換会を開催する必要がある。
- 人工呼吸器装着患者の災害時の支援計画を個別に作成しているが、引き続き、町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等の関係職種と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める必要がある。

## 内容

## &lt;所内体制の整備&gt;

## 1 医療救護訓練

- 所内職員を対象としたEMIS操作研修会、衛星携帯電話操作研修会、デジタルトランシーバー操作研修会の定期実施
- 大規模災害を想定した地区保健医療救護対策本部運営訓練の実施
  - ① 所内プロジェクトチーム会議の開催
    - ・ 地区保健医療救護対策本部運営のためのアクションカード検証及び修正
    - ・ 大規模災害時情報伝達訓練の課題検証と来年度訓練の方向性の確認
  - ② 大規模災害時情報伝達訓練保健所担当者会議への出席
    - ・ 全県一体型の訓練内容（被害想定に基づく県内の医療救護班応援要請・調整、DMA T派遣要請・調整を含む）の検討

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>③大規模災害時情報伝達訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区保健医療救護対策本部の設置</li> <li>・ 各班編成による実働訓練（EMISによる関係機関の被災状況把握、クロノロ作成、医療救護班応援要請による出動調整・要請、医薬品要請供給状況報告等）</li> <li>・ 県総合防災情報システム・日本透析医会災害時情報ネットワークを利活用した訓練実施</li> <li>・ 衛星携帯電話・デジタルトランシーバーを活用した訓練の実施</li> </ul> <p>2アクションカード関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当所の初動対応アクションカードと、地区保健医療救護対策本部アクションカードとの調整を図りながら、カードの充実を図る。</li> <li>・ カードを用いた検証訓練及び検討会議を繰り返し実施し、その内容を検証する。</li> <li>・ 所内対応マニュアル（急性期用）とアクションカードとの整合性を図り、修正する。</li> </ul> <p>&lt;管内町への支援&gt;</p> <p>○医療救護所設置訓練、トリアージ研修会の実施</p> <p>① 町が実施する医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内町に対し実施に向け働きかけを行い1カ所選定する(未実施町：南部町)</li> <li>・ 医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会の実施</li> </ul> <p>②医療救護所設置マニュアル及びアクションカード作成への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護所運営マニュアル及びアクションカードの作成に向けた検討</li> <li>・ 備品、医療機材等の整備に向けた検討</li> </ul> <p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <p>○ 引き続き、「小児慢性特定疾病医療受給者証」「特定医療費(指定難病)受給者証」の更新事務手続きに併せ、災害時を想定した平時の準備について啓発を行う。また、避難方法や服薬管理等について、実態把握を行う。</p> <p>○ 避難行動要援護者に関する町との情報交換会は、管内の全町と実施していく。 また、町から避難行動要支援者名簿の作成のため、要配慮者に関する情報提供を求められたときは、対象者の範囲や提供内容について協議を行った上で、情報提供を行う。</p> <p>○ 人工呼吸器装着患者について名簿の更新を行う。また、災害時の支援計画について、町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等の関係職種と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行う。</p>
<p style="text-align: center;">特 記 事 項</p>	<p>&lt;所内体制の整備&gt;</p> <p>○ 11月～12月に実施する県下一斉情報伝達訓練において、関係機関との情報報告、共有等の訓練が実施される予定。昨年度は実施できなかったが、平成30年度の課題や改訂された様式を検証し、より実践的な訓練を行い災害体制の強化を図る。</p> <p>○ アクションカード検討会議を定期的開催し、内容を検討するとともに、検証のための訓練を繰り返し行い、完成度の高いものを目指す。</p> <p>&lt;要援護者対策&gt;</p> <p>○ 特定医療費(指定難病)受給者証の更新手続き時に、災害時を想定した平時の準備ができるよう、受給者・家族等に啓発を行う。</p>

R2年度 主要事業		担当課	福祉課
事業名		管内及び所内の災害体制の充実	
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;          継続 所内災害時対応書の見直し          H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携）の実施          H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会開催、ICS の考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成          H25 所内対応マニュアル（急性期用）、災害時対応書の見直し          H26 災害救助法関係事務が防災危機管理課に所管替え          入所系社会福祉施設向けの研修会、町の担当者向け福祉避難所に関する研修会の実施          社会福祉施設防災カルテの更新、災害救助法の所管替えに伴う所内体制の見直し          H26・27 初動体制アクションカードの作成に着手          H28 アクションカードの検証訓練及び検討会議の開催          H29 検証訓練・検討会議によるアクションカードの大幅な改訂          H30 大幅改訂したアクションカードの検証訓練・検討会議          R1 アクションカードの検証訓練及び検討会議の開催</p> <p>&lt;課題&gt;          ○ 地域保健課で作成している医療救護対策本部のアクションカードとのスムーズな連携を図る必要があるが、必要機材の名称等専門知識を要する必要があるため、カードを工夫し、分かりやすくする必要がある。          ○ 対策本部となる職場の減災対策が十分でないため、対応する必要がある。          ○ 職員や職場環境が変化していくなか、検証のための訓練や検討会を繰り返し行い、誰でも必要な業務が行えるよう、完成度の高いものを目指す必要がある。</p>		
内容	<p>○ アクションカードを用いた検証訓練と検討会議の実施          総合防災システムの設置や新たなパソコンネットワークの導入等周辺システムが更新されていくなか、災害時に誰でも必要な業務が行えるようアクションカードを随時検証し、訓練及び検討会議を繰り返し開催することで、より実務的な内容にしていく。</p>		
全体計画・留意事項	<p>○ 防災危機管理課及び峡南地域県民センターとの連絡調整。          ○ アクションカードは、地域防災計画や医療救護マニュアルと整合を図って作成。          ○ アクションカードは、業務内容の緊急性や重要度に基づき優先順位をつけて作成。          ○ アクションカードの検証訓練及び検討会議を繰り返し開催し、不断の見直しにより、完成度の高いものを目指す。          ○ アクションカードは、担当以外や自所属以外の職員であっても、医療救護・情報収集等の作業を実施するものであるため、可能な限り平易なものでなければならない。</p>		

R 2 年度 主要事業		担当課	福祉課
事業名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>○H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校）            目的：特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等</p> <p>○H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化事業を委託実施            ・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営）            ・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回）</p> <p>○H25 から峡南教育事務所とわかば支援学校ふじかわ分校（以下「ふじかわ分校」と言う。）と連携して事業を実施することの合意を得た。</p> <p>○H26、H27 は乳幼児期、H28、H29 は学齢期、H30 は連携支援体制整備、R1 は進学と就労に焦点をあてた研修会をふじかわ分校と共催で年2回開催（グループワーク・講演会等）。</p> <p>○H29 第2回研修会から、ふじかわ分校とも共催することとなった。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○発達障害児者連携支援協議会等を設置していない町があり、保護者との関係性（情報共有等）がどの支援機関においても課題となっている。</p> <p>○将来的には生涯を通しての支援が必要となるが、関係機関が多く、総花的検討になるので、当面は部分的・集中的に体制整備を検討する。</p> <p>○R2 は保護者との連携及び情報共有や、中学校と高等学校の連携に焦点をあて、こころの発達総合支援センター、当所健康支援課、地域保健課及びふじかわ分校と協議しながら検討する。</p>		
内容	<p>&lt;管内の町の支援体制整備への支援（随時）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1 で課題としてあがった「保護者との合意形成及び情報共有」と「中学校と高校での円滑な連携」に係る研修会を開催し、各支援機関における連携強化を図る。</li> <li>・母子担当者会議（保健師の会議）及び保健福祉課長会議に参加し、情報共有と連携の必要性について働きかけや助言を行う。</li> </ul> <p>&lt;研修会の開催&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との合意形成に係る研修会の開催（6月）</li> <li>・他機関との連携強化に係る研修会の開催（1月）</li> </ul> <p>&lt;他の支援機関等との連携（随時）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南部地区特別支援連携協議会等との合同開催</li> <li>・ふじかわ分校、峡南教育事務所等との共催による合同研修会の開催</li> <li>・県全体会議である「発達障害者支援体制整備検討委員会」等との連携</li> <li>・峡南圏域相談支援センター等の支援機関との連携（随時）</li> </ul> <p>&lt;学校のつなぎ、就労準備に関する支援についての検討&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふじかわ分校、峡南教育事務所及び当所健康支援課、地域保健課と協議</li> </ul>		
全体計画・留意事項	<p>○各町で生涯を通して一貫した支援が行える体制整備のための支援            各町の担当者が一堂に会する機会を作り、各町の支援体制整備の機運を醸成する。</p> <p>○関係支援機関の連携を促進するための支援            会議・研修会等の機会を通し、連携を呼びかけていく。</p> <p>○保健師、保育士、教諭等のスキルアップを図るための支援            研修会で好事例等の情報提供や実践的な研修を行い、問題対応力をつけていく。</p> <p>○高校・ハローワークとの連携など町段階では難しい機関との中継ぎを行っていく。            ※小児段階から成人段階まで、支援機関の連携体制を段階的に整えていく。</p>		

事業名	訪問調査活動の充実
経緯課題	<p>〈経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域であり、管内の生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。</li> <li>○ 近年、生活保護世帯数、保護率がともに上昇傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数とも増加傾向にある。</li> <li>○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。</li> </ul> <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠距離世帯の訪問では、不在の場合再度訪問する必要があり、時間的ロスが生じるため、不在時の対応方法についてその都度検討する必要がある。</li> <li>○ ケースによっては、CWのみの対応が困難な場合がある。</li> <li>○ 保護停止中の世帯についても、訪問調査活動を実施し状況把握に努める必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問調査活動については、世帯の生活状況を十分把握した上で訪問格付に基づく年間訪問計画を定める。また、調査結果に基づき世帯の課題に応じた具体的な援助方針を策定する。なお、援助方針の見直しは最低年1回必ず行うものである。</li> <li>○ 困難ケースについては、査察指導員の同行や所内の専門的知識を有する職員、町の保健師、各関係機関と連携を図りながら対応する。場合により課内での事例検討、ケース診断会議による協議などを実施し、組織として対応していく。</li> <li>○ 目的を明確にした上で訪問し、その被保護者世帯の生活状況等の実態を把握する。</li> <li>○ 遠距離世帯や不在が多い世帯については、町との連携により適宜適正な保護の実施に努めていく。</li> </ul>
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ CWは、策定した年間訪問計画により訪問調査活動を着実に実施する。</li> <li>○ 査察指導員は、ケース記録等によりCW業務の進行管理を行い、随時指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査活動が計画どおり実施されているか、また全世帯実施されているか</li> <li>・援助方針が、世帯の課題に応じた具体的なものであるか、また見直しは最低年1回行われているか</li> <li>・世帯の生活状況の把握、訪問目的の達成がされているか</li> <li>・就労指導の徹底、医療扶助の適正な運営、不正受給の防止等の喚起</li> </ul> </li> <li>○ 定期的に課内会議を実施し、各CWが抱える問題等について課内で共有し、解決に向けた方策を検討するとともに今後の訪問調査活動に生かしていく。</li> </ul>

事業名	就労支援の充実・強化
経緯 課題	<p>〈経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度より、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって生活保護受給者（以下、「被保護者」）個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象とした「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。</li> <li>○ 平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートした。当事務所では、住居確保給付金事業を実施している。</li> </ul> <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護からの脱却には、早い段階での就労支援が効率的であるため、就労可能な被保護者には強力で就労支援を行い、自立促進を図って行く必要がある。</li> <li>○ 稼働能力がある被保護者の就労促進に当たっては、ハローワークへのCWや就労支援員による同行相談等による効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても応募等しないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援事業の円滑な執行のため、同事業の受託事業者である山梨県社会福祉協議会と密に連携を図っていく必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事務所とハローワークで定めている生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書に基づき、年度当初に事業実施計画の見直しを行い、生活保護受給者等に対する効果的・効率的な就労支援を行う。</li> <li>○ 就労自立給付金の対象かどうかを判断し、対象者へ給付金を給付することで就労の促進を促す。</li> <li>○ CWと就労支援員は、6月を目途に就労能力・就労意欲を一定程度有し就労による自立の可能性が見込める者と、就労意欲が低い等の課題を有し就労意欲の喚起など特別の支援が必要な者を選定し、ハローワークへ就労支援対象者として要請する。</li> <li>○ 稼働年齢にあつて傷病等を理由に就労していない被保護者については、随時定期的な病状調査を実施し、就労可能と判断された者は文書指導等を視野に入れた積極的な就労指導を行う。</li> <li>○ 昭和町におけるハローワークの巡回相談は継続して実施し、被保護者に対しても引き続き同相談の積極的な活用を指導していく。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援給付金事業については、県社協や町との連携を図りながら、利用者が生活困窮状態から早期に脱却できるよう就労支援を行う。</li> </ul>
全体計画 ・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労が可能にもかかわらず、積極的な就労活動を行わない被保護者に対しては、文書指導も視野に入れた就労指導を強力に実施する。</li> <li>○ 定期的に当事務所とハローワークで情報交換を行い、支援対象者について情報の共有化を図る。</li> <li>○ 新規保護ケースで就労可能と思われる者については、保護決定時に生活保護受給者等就労支援事業や巡回相談等への参加を促すなど、早い段階での就労支援を行う。</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、県社協と連携を図りながら事業の円滑な執行に努めていく。</li> </ul>

事業名	地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われてきた。</li> <li>○ H28.4～峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、これまでの取組に加え、介護保険の地域支援事業として、包括的支援事業の在宅医療・介護連携推進事業と認知症初期集中支援チームの事業の一部を各町が委託し、連携して取り組んでいる。</li> <li>○ H29.10～峡南地域の認知症初期集中支援チームが設置され、各町に認知症地域支援推進員も配置された。医師会による認知症相談窓口（もの忘れ相談医）、専門医、地域包括、初期集中支援チーム、推進員等が連携した支援体制づくりに取り組んでいる。</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向け、各町で第7期介護保険事業計画（H30～H32）が策定され、県でも健康長寿やまなしプラン（H30～H32）を策定し、市町村の取組を支援している。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各町が第7期介護保険事業計画に位置づけている高齢者の自立支援・重度化防止の推進、峡南在宅医療支援センターと各町の連携による在宅医療・介護連携の推進体制、地域共生社会の実現等の取組への支援が必要。さらに、各町単独では対応が困難な事業について広域的な調整が必要。また、第8期介護保険事業計画の策定に向けた支援が必要。</li> <li>○ 認知症初期集中支援チームの機能向上、認知症地域支援推進員のスキルアップと円滑な活動に向けた支援を含め、圏域での認知症支援体制の強化・充実が必要。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり(健康長寿やまなしプラン) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各町の第7期介護保険事業計画（H30～H32）に位置付けられた、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を支援するため、各町の地域ケア会議に参画、地域全体での自立支援・介護予防を目指す。また、第8期介護保険事業計画の策定についても支援する。</li> <li>・ 自立支援型地域ケア会議の未実施町に対し重点的に支援する。</li> <li>・ 地域共生社会の実現等に向け、各町の協議体へ参画し、助言・支援等を行う。</li> <li>・ 各町の在宅医療・介護連携事業が円滑に推進されるよう支援を継続する。</li> </ul> </li> <li>○ 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援体制の構築（県認知症対策推進計画） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症初期集中支援チームが効果的に機能するよう、必要に応じて、助言・支援、情報提供等を行う。</li> <li>・ 認知症地域支援推進員の円滑な活動を支援するため、情報提供・助言を行う。</li> <li>・ 認知症の人と家族の会の交流会・研修会に参画し、助言・支援、情報提供等を行う。</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向け、第7期介護保険事業計画に位置付けられた各事業や計画の進捗管理について支援、第8期介護保険事業計画の策定についても支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援型地域ケア会議の実施等、自立支援、重度化防止に向けた各町の取組への支援。</li> <li>・ 広域的な医療・介護連携推進事業について支援。</li> <li>・ 生活支援体制整備事業（協議体、コーディネーター）への支援。</li> </ul> </li> <li>○ 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員が効果的に機能するよう情報提供・助言等支援する。併せて、峡南地域認知症支援体制の円滑な連携を支援する。</li> </ul>

事業名	介護サービス事業者の指導監督業務
<p>経緯</p> <p>課題</p>	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ H18.4 改正介護保険法の施行を受け、H18.10.23 付けで厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、H19 年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき、介護サービス事業者に対し、指導・監査を実施している。</li> <li>○ 事業者への指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。</li> <li>○ H28.4 小規模通所介護事業所は、地域密着型サービスとして、指定等業務が各町に移管。</li> <li>○ H29.4 介護予防給付の訪問介護、通所介護については、新しい総合事業に移行。</li> <li>○ H 30.3 各町の介護台帳システムを峡南広域行政組合に導入。</li> <li>○ H 30.4 居宅介護支援事業所の指定・指導事務が町へ権限移譲。</li> <li>○ H 30.4 介護保険法改正、介護報酬改定。</li> <li>○ R 01.10 介護報酬改定</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービス事業者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や、各種サービス提供の取り扱い、介護報酬の適正な算定について引き続き周知徹底が必要。</li> <li>・ 法令遵守と併せて、サービスの質の向上を図ることが不可欠であるため、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性について事業者の理解促進が必要。</li> <li>・ 健康長寿推進課及び保健福祉事務所で定めた実地指導項目について、重点的な指導が必要。(非常災害対策、高齢者虐待防止、処遇改善加算の取得促進等)</li> <li>・ 特に山間地が多い峡南地域においては、「風水害対応マニュアル」の作成について指導が必要</li> <li>・ 令和3年4月に介護報酬の改定が予定されており、円滑な実施のため改定前の情報提供・指導が必要。</li> </ul> </li> </ul>
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービス事業者への指導・支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営基準や報酬算定要件について、各保健福祉事務所が連携し、県で統一したサービスごとの説明資料、問答集や共通の指摘事項集を作成し、集団指導を行う。</li> <li>・ 実地指導(対象:管内の約3分の1の事業者)では基準の遵守と併せて「認知症対応」「高齢者虐待防止」「非常災害対策」等について指導する(7月～1月)。</li> <li>・ 年度ごとに健康長寿推進課及び保健福祉事務所で定めた実地指導項目について、重点的に指導する。(非常災害対策、高齢者虐待防止、処遇改善加算の取得促進等)</li> <li>・ 令和3年4月に予定されている介護報酬改定について、情報収集・提供を行う。</li> </ul> </li> </ul>
<p>留意事項</p> <p>全体計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所に対し、法令遵守と併せて、H30、R01.10 改定の介護報酬について重点的に指導。</li> <li>○ 国において、指導監査関連文書の項目の標準化・様式整備が進められている</li> <li>○ R03.4 に介護報酬の改定が予定されている。</li> </ul>

## R02 年度 主要事業（計画）

担当課

衛生課

事業名	食品による事故防止及び食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応
経緯課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>食の環境変化（生産、流通、加工、消費）による様々な危害要因対策として、県では「山梨県食品監視指導計画」を策定し、この計画に基づき施設監視、収去検査等を実施して食品の安全確保を図っている。</p> <p>管内において令和2年1月に家庭内でアニサキスを原因とする食中毒が1件発生した。</p> <p>※【令和元年県内食中毒発生状況：7件】 （ノロウイルス2件、カンピロバクター1件、ヒスタミン1件、寄生虫2件（アニサキス）植物性自然毒1件（スギタケ））</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内食中毒発生状況を踏まえ、特にノロウイルス対策を中心に学校、福祉施設などの集団給食施設に対する大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化する必要がある。</li> <li>○ 食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理は令和3年5月31日まで経過措置があるため現在の事業者に対して周知し実施へと指導する必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模食中毒対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団給食施設への監視指導の実施・・・5～12月</li> <li>・集中監視の実施（身延、下部地区）・・・6～7月</li> <li>・夏季、年末一斉監視・・・7、8、12月</li> <li>・食品衛生推進月間の実施・・・8月</li> </ul> </li> <li>○ HACCP による衛生管理手法導入への指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可、更新申請時における窓口指導、現地確認指導の実施・・・4～3月</li> <li>・食品営業者への講習会実施・・・10、2月</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や福祉施設などの集団給食施設に対して、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底を行い、食中毒の発生防止及び感染拡大防止を図る。</li> <li>○ 旅館等食品衛生上危害の発生の可能性が高い施設に対し、集中監視を行い、衛生管理の徹底を図る。</li> <li>○ HACCP による衛生管理について、事業者が円滑に対応できるように講習会等の機会を利用して普及啓発を行うとともに、現地にて実施に向けての指導を行う。</li> </ul> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各給食施設における食品衛生マニュアルは食中毒対策が主になっていることから、監視時には異物混入についての助言、指導などについても併せて行っていく必要がある。</li> <li>○ 管内では食品営業者の高齢化が進んでいることから、新しい衛生管理手法である HACCP について、わかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていかねばならない。</li> </ul>

## R02 年度 主要事業（計画）

担当課

衛生課

事業名	生活衛生関係営業施設による健康被害の未然防止
経緯課題	<p>&lt;経緯&gt;            旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。また、新たに住宅宿泊事業法が昨年6月に施行され民泊事業が開始された。            このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p>&lt;課題&gt;            ○ 東京オリンピックの開催、旅館業法の規制緩和、住宅宿泊事業法の施行により宿泊に関する事業が活性化し相談件数がさらに増加する可能性がある。            ○ 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は大幅に増加しており、これら施設に対し「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく衛生指導を実施し、事業者の自主管理体制の推進を図る必要がある。            ○ 美容所等で行われている「まつげエクステンション」について、健康被害事例が国内で複数報告されていることから、不適正事例を事業者へ情報提供するなど、適正に実施されるよう普及啓発を行う必要がある。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿泊業の相談等について、関係部局と連携し対応する。</li> <li>○ 入浴施設を有する旅館、公衆浴場への監視指導の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場、旅館等の立入検査・・・5～11月</li> <li>・入浴施設におけるレジオネラ感染症対策講習会の実施・・・11月</li> </ul> </li> <li>○ 健康被害の状況等の実態把握を行うとともに、理・美容所における資格者の確認及び施設衛生管理の向上を図る。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・美容所、理容所への情報提供及び衛生指導・・・6～2月</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt;            ○ 宿泊業の相談等について、関係部局と情報共有を図る。            ○ 入浴施設への立入調査を実施し、「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく自主衛生管理の実施状況について確認、指導を行い、自主管理体制の確立を図る。            また、入浴施設の衛生管理方法等について施設の管理者並びに施設の営業者に対しても講習会を開催し周知していく。</p> <p>○ 理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステンション」被害などに関する情報提供を行い、健康被害の発生を未然に防止する。</p> <p>&lt;留意事項&gt;            ○ 管内では、浴槽水の泉質により、遊離残留塩素による水質管理が困難な施設がいくつか見られるため、衛生環境研究所と協力し、遊離残留塩素以外による浴槽水の水質管理方法についての情報収集に努める必要がある。            ○ 美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。</p>

## R02 年度 主要事業（計画）

担当課

衛生課

事業名	医薬品等の安全管理及び薬物乱用防止対策
経緯 課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>医薬品等の安全管理は重要であり、薬局監視や医療監視などの機会に「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」、「医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底について（平成23年6月29日付け厚生労働省通知）」などを基に適切な業務確保を指導するとともに、医薬品等の安全管理状況を確認するなど、安全確保や適正管理に努めている。</p> <p>また、青少年など若年層における薬物の乱用は深刻な社会問題となっていることから、管内教育委員会、警察、薬物乱用防止指導員などの関係団体が協力して、地域における薬物の乱用防止対策を実施している。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年は、国内において、薬局等の管理体制等の不備で改善命令がなされた事例が複数あった。県内においても、薬局における不適切な処方箋の取扱などの事件が発生するなど、医薬品等の安全管理を脅かす事例が散発している。このため、これら不適正事例を踏まえて薬局や医薬品販売業者等に対する監視及び適正業務に関する指導が必要である。</li> <li>○ 薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、薬物乱用を許さない社会環境を構築するため、薬物乱用防止指導員や関係機関と連携を図り、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品等の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬局、診療所、医療品等販売業者等への監視指導・・・6～2月</li> <li>・ 毒・劇物関係施設への監視指導・・・6～2月</li> </ul> </li> <li>○ 薬物乱用防止対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施・・・6月</li> <li>・ 管内小中高校生を対象に薬物乱用防止講習会の実施・・・6～2月</li> <li>・ 薬物乱用防止指導員協議会地区支部への支援・・・5月、2月</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<p>&lt;全体計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」、「医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底について」などを参考に、診療所管理者や薬局開設者などに対して適切な業務の確保について指導を推進する。</li> <li>○ 毒・劇物の紛失事故などを未然に防止するため、保管、販売状況等を確認し安全を確保する。</li> <li>○ 主に若年層を対象に、地域に根ざした薬物乱用防止の普及活動を進めていくことが大切であるため、管内薬物乱用防止指導員の自主的な活動を推進し、警察や保護司などと連携を図りながら対応する。</li> </ul> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要人訪日等の際にはテロ対策として毒・劇物管理の徹底を迅速に指導する必要がある。</li> <li>○ 診療所監視など他業務と連携し効率よく監視指導を行う必要がある。</li> <li>○ 薬物乱用防止指導員の自主活動を推進するため、研修会などを実施する必要がある。</li> </ul>

事業名	災害時医療体制の充実
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>峡南地域は、大規模災害発生時に集落等の孤立が懸念され、また、県内で最も高い高齢率であることから、災害発生時の迅速な初動体制が必要である。</p> <p>このため、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動対応ができるよう、平成 21 年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練を実施してきた。</p> <p>平成 26 年度からは年に 1 度、県医務課、県衛生薬務課及び全保健所が同一日に一斉に情報伝達訓練を行うこととなり、平成 29 年度からは県健康増進課も加わり実施してきた。</p> <p>県下一斉の情報伝達訓練に加え、管内の町において医療救護所設置訓練及び DMAT 隊によるトリアージ研修会を開催しており、これまでに、市川三郷町（H27 年度）、早川町（H28 年度）、富士川町（H29・30 年度）、身延町（令和元年度）で開催してきた。</p> <p>また、平成 28 年度は、これらの訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練（H28. 8. 6）と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練（H28. 11. 20 早川町）が峡南地域で行われたことにより、地区医師会との連携の確認や実践にむけた課題の検証を行うことができた。</p> <p>なお、令和元年度に予定していた中部ブロック DMAT 訓練は台風 19 号の影響で、情報伝達訓練は新型コロナウイルス感染症対応により中止となった。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害時情報伝達訓練においては、県保健医療救護対策本部と連携した訓練が実施できるよう担当者会議で検討していくことが必要。当所では、関係機関との間でデジタルトランシーバーを活用した訓練を実施できるよう検討を進める。</li> <li>○管内の過去の医療救護所設置訓練の情報交換や検証を関係者で行う場を設定し、医療救護所運営マニュアルやアクションカードの作成及び備品、医療機材等の確保等整備を進め、管内の医療救護活動の標準化を図ることが必要である。</li> <li>○今後も大規模災害発生時における所内初動体制及び関係機関との連携体制を強化し対応力の強化・充実を図るため、大規模災害を想定した研修会及び訓練を継続して実施することが必要である。</li> </ul>
内容	<p>&lt;目的&gt;</p> <p>大規模災害発生時における所内初動体制及び関係機関との連携体制を強化し、対応力の強化・充実を図るため、大規模災害を想定した研修会及び訓練を継続して実施する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所内職員を対象とした研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E M I S、衛星携帯電話、デジタルトランシーバー操作研修会</li> </ul> </li> <li>○大規模災害を想定した地区保健医療救護対策本部運営訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>①大規模災害時情報伝達訓練保健所担当者会議への出席 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全県一体型の訓練内容（被害想定に基づく県内の医療救護班応援要請・調整、DMAT 派遣要請・調整を含む）の検討</li> </ul> </li> <li>②所内プロジェクトチーム会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内プロジェクトチーム構成員の検討及び設置</li> <li>・ 地域保健医療救護対策本部に関する研修</li> <li>・ 地区保健医療救護対策本部運営のためのアクションカードの検証</li> <li>・ 大規模災害時情報伝達訓練の課題検証と R3 年度の方向性の確認</li> </ul> </li> <li>③大規模災害時情報伝達訓練事前峡南管内担当者会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練内容説明及び情報交換</li> </ul> </li> <li>④関係機関を対象とした事前 E M I S 操作訓練の実施</li> </ol> </li> </ul>

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話及びEMIS操作マニュアルの提供と早期研修の勧奨</li> <li>⑤大規模災害時情報伝達訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県医務課、県衛生薬務課、県健康増進課、県障害福祉課、各保健福祉事務所一斉訓練</li> <li>・地区保健医療救護対策本部の設置</li> <li>・各班編成による実働訓練（EMISによる関係機関の被災状況把握、クロノロ作成、医療救護班応援要請による出動調整・要請、医薬品要請供給状況報告等）</li> <li>・県総合防災情報システムによる被害状況の把握、報告</li> <li>・日本透析医会災害時情報ネットワークを活用した情報伝達訓練の実施</li> <li>・衛星携帯電話、デジタルトランシーバーを実際に使用した訓練の実施</li> </ul> </li> <li>⑥大規模災害時情報伝達訓練事後担当者会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練実施状況の情報交換、訓練の評価及び課題の検証</li> </ul> </li> <li>○医療救護所設置訓練、トリアージ研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町が実施する医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内各町から1箇所を選定し、ニーズ把握を含む働きかけを行う。</li> <li>・町企画段階での資料提供、助言、訓練事前会議への参加</li> <li>・医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会の実施</li> </ul> </li> <li>②医療救護所設置マニュアル及びアクションカード作成への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所運営マニュアル及びアクションカードの作成に向けた検討</li> <li>・備品、医療機材等の整備に向けた検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○11月～12月頃に、県下一斉情報伝達訓練において、関係機関との情報報告、共有等の訓練が実施される予定。 平成30年度の課題及び改正後の山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づいた訓練内容の検討、様式等の修正を行い、実践により近づけた訓練を行うことで災害体制の強化を図る。</li> <li>○DMAT隊中部ブロック実働訓練を、令和2年10月31日～11月1日に山梨県で開催。保健所も役割をもって参加する予定。</li> </ul>

## R2年度 主要事業（計画）

担当課

地域保健課

事業名	いのちのセーフティネット体制の推進強化	
経緯 ・ 課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>○当管内の自殺者数は、全国、山梨県データと同様に減少傾向にあるが、人口10万対の自殺率は依然県平均を上回っている状況。自殺者を性別で見ると8割が男性で、年齢別では50歳代、60歳代の働き盛りの年代が最も多い。また、70歳代、80歳代の割合も国、県との比較では高くなっている。</p> <p>○平成21年度からは、「峡南地域セーフティネット連絡会議」を開催し、各関係機関との情報共有及び連携強化を進めている。また、地域商工会、基準監督署等の関係機関と連携し、働き盛り世代のメンタルヘルスの向上に努めている。</p> <p>○平成29年度には、県自殺防止センターが実施するモデル事業「高齢者見守り体制整備事業」を市川三郷町において実施し、高齢者の見守り体制の構築を目指し取り組みを進めている。</p> <p>○平成30年度には各町で自殺対策推進計画を策定し、自殺対策の強化を図っている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○各町が自殺対策推進計画に基づいて各種事業が効果的に実施出来るように技術的支援を行い、峡南地域の自殺対策の強化に繋げていく必要がある。</p> <p>○各町においてゲートキーパー養成研修が開催できるよう支援を行っていく必要がある。</p> <p>○働き盛り世代のメンタルヘルス対策が遅れていることから、商工会等の職域団体との連携しながら対策を進める必要がある。</p>	
内 容	<p>○管内各町、関係機関、関係団体との連携強化、協力体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域セーフティネット連絡会議の開催</li> <li>・各機関の取り組みの情報交換</li> <li>・管内で共通して取り組むことのできる対策の検討、実践</li> </ul> <p>○各町の自殺予防対策への協力と技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内精神保健福祉担当者会議の開催</li> <li>・各町が策定した自殺対策推進計画に基づいた対策への技術的支援及び情報共有</li> <li>・各町のゲートキーパー養成研修の開催に向けた各町担当者を対象とした研修会の開催</li> </ul> <p>○働き盛り世代のメンタルヘルスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医等による出前形式のメンタルヘルス講座を実施</li> <li>・地区商工会等をはじめとする職域団体との連携、協力した働きかけ</li> </ul>	
全 体 計 画 ・ 留 意 事 項	<p>○「第2次山梨県自殺対策推進計画」（2020年～2025年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度は第2次計画の初年度となり、県の計画の評価と併せて峡南地域の取り組みの評価が必要。</li> </ul>	

事業名	重大感染症発生時の医療体制の整備
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成10年10月 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定</li> <li>○平成11年 第二種感染症指定医療機関として県内6病院を指定（峡南圏域：富士川病院を指定）</li> <li>○平成17年11月 国において「新型インフルエンザ対策行動計画」策定</li> <li>○平成17年12月 「山梨県新型インフルエンザ対策行動計画」策定（H26年2月改定） 県立中央病院を第一種感染症指定医療機関に指定</li> <li>○平成24年5月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定</li> <li>○平成26年7月 「峡南地区新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、地域の関係者と情報共有と連携を図りながら医療体制の整備を進めている。</li> <li>○平成29年1月 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（重大感染症）発生時のまん延防止及び医療体制の整備を図るため、「山梨県重大感染症危機管理協議会」を設置</li> <li>○平成28年度～ 県健康増進課で「重大感染症危機管理医療ネットワーク事業」として予算措置し、感染症指定医療機関の整備、医療従事者研修会の開催等を実施。 併せて、県重大感染症危機管理協議会に「重大感染症危機管理医療マニュアル策定部会」を設置し、関係機関の役割や連携方法をまとめたマニュアルを作成することとした。</li> <li>○平成29年度 県のマニュアル作成にあわせ、峡南地区においても、「峡南地区新型インフルエンザ等対策会議」に「医療マニュアル策定部会」を設置し、重大感染症発生時における医療体制の整備を図るため、関係機関の役割及び連携体制をまとめたマニュアルを作成することとし、承認を受けた。</li> <li>○平成30年度、令和元年度 峡南地区新型インフルエンザ等対策会議を開催し、新型インフルエンザのパンデミック時の医療体制整備について意見交換を行った。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症が発生し令和2年2月1日に指定感染症となった。管内担当者会議（R2.2.5）を開催し、相談・検査体制、発生時対応、予防法の周知など対応について確認するとともに、課題の共有を行った。世界的にも全国的にも感染が拡大している状況である。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現在発生している「新型コロナウイルス感染症」の対応を、県や管内関係機関（峡南地区新型インフルエンザ等対策会議の構成機関など）と連携、協働し、「予防対策」「相談・検査体制の整備」「患者発生時対応」「まん延防止」「医療体制整備」を進める。</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症」の収束を迎えたときには、それまでの取組を活かし、平時からの医療提供体制の整備（入院医療体制、外来診療体制、薬の処方体制整備、BCP等）について管内で協議する。また、地域で解決困難な課題について、保健所担当者会議で共有し、県レベルで解決策を検討していくことが必要となる。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染症」対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「帰国者・接触者相談センター」の実施。</li> <li>・管内の「帰国者・接触者外来」の整備と活用についての調整。</li> <li>・関係機関と協働した「日常の予防対策」の周知</li> <li>・「患者発生時対応」を的確に安全に進める</li> <li>・「まん延防止」の活動に取り組む。</li> <li>・「管内の医療体制整備」を県の方針に基づき進める。病院、医師会、診療所の状況を把握し相談しながら、必要時管内対策会議の開催、担当者打ち合わせ会を行い進める。</li> <li>・県対策本部、現地対策本部が建てられた場合は、「新型コロナウイルス感染症所内対策班」が機能するように取り組む。</li> </ul> </li>   <li>○「新型コロナウイルス感染症」の収束の後、以下に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所担当者会議へ参加し、山梨県重大感染症危機管理協議会、県重大感染症対策マニュアル策定部会及びその他関連事業の取り組みの共有、また、各保健所で実施している会議の進捗状況、課題等の共有。</li>   <li>・峡南地区新型インフルエンザ等対策会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回開催予定（R2年12月開催予定）</li> <li>新型インフルエンザのパンデミック時の医療体制整備の検討</li> <li>外来診療体制・薬の処方体制について、実際の取り組み方法の検討を進める。可能であれば、入院医療体制、患者搬送体制の検討も進め、管内の医療マニュアル策定へつなげていく（医療マニュアル策定部会の開催を視野に入れる）。</li> </ul> </li> <li>・各施設のBCP整備に向けた支援</li> <li>・山梨県重大感染症危機管理協議会などとの連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>圏域では解決困難な課題、圏域を超えた患者の受け入れ、搬送等の連携体制等については、県重大感染症危機管理協議会へ意見提出し、検討してもらう。</li> </ul> </li> <li>・峡南地域新型インフルエンザ等重大感染症発生時対応研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>感染予防研修、患者発生時の流れに沿った実動訓練など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;">全 体 計 画 ・ 留 意 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在発生している新型コロナウイルス感染症に県や管内関係機関と協働し対応していく。</li>   <li>○コロナ対応の取組を、今後の重大感染症発生時の医療体制の整備に活かしていく。峡南地区医療マニュアル作成、マニュアルに基づいた訓練の実施及びマニュアルの検証、修正等を将来的に行っていく。</li> </ul>

R2 年度 主要事業		担当課	健康支援課
事業名	在宅医療広域連携等推進事業		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>○平成 25 年度～27 年度 「在宅医療推進事業」(財源：地域医療再生基金)を開始。(目的：住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度～ 在宅医療多職種人材育成研修及び普及啓発事業、平成 26 年度には多職種連絡会議を設置。</li> </ul> <p>○平成 28 年度～ 「在宅医療広域連携事業」(財源：医療介護総合確保基金)を開始。(目的：広域的に在宅医療・介護関係者の連携体制の構築を図ること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時期に介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)を管内 5 町が峡南在宅医療支援センターに委託し多職種人材育成事業及び普及啓発事業等に取り組むこととなった。</li> <li>・平成 29 年度には峡南地域における多職種連携意識のベースは整ったと考え、峡南地域在宅療養者支援のための「多職種連絡会議」を発展的に終了した。</li> </ul> <p>○平成 30 年度～ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の確保を目的に保健医療推進委員会の専門委員会として「峡南地域在宅医療広域連携会議」を設置し、(1)医療機関及び訪問看護ステーションとの調整に関すること、(2)医療機関同士、医療機関と訪問看護ステーションの連携に関すること、(3)介護支援専門員等の介護関係者との連携に関することについて各関係者との協議の場を設けている。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○令和元年度に管内訪問看護師を対象に実施した自宅看取りの調査結果から、共通課題として明確になったことは、関係者間の看取りに関する理解や認識のずれ、病院の医師や看護師との連携のしづらさ、治療や支援の方向性や患者家族の思いのタイムリーな共有不足、看取りに関わる専門職の資質向上等である。</p>		
内容	<p>○峡南地域在宅医療広域連携会議の開催 2 回</p> <p>在宅療養を希望する者が、住み慣れた生活の場において必要な医療・保健・介護サービスを受けられるように、医療・保健・福祉従事者が協力しサポートしていく体制の構築をさらに推進することを目的として会議を開催していく。</p> <p>○主な内容</p> <p>在宅医療を推進するための指針 4 項目(「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り)をもとに次の内容を協議していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅看取りの実態調査から明確になった共通課題に対して、具体策の検討が必要であるため、本会議において引き続き検討していく。</li> <li>・同時に、「看取り」以外の「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」に対する課題についても引き続き検討するとともに、峡南地域の特性である峡南在宅医療センター等関係機関とのお互いの役割(在宅医療提供体制の推進と在宅医療・介護の連携の推進等)を明確にし、連携を図りながら峡南地域の在宅医療・介護の推進を図っていく必要がある。</li> </ul>		
全体計画・留意	<p>○看取りの実態調査から得られた課題を含め、訪問看護ステーション等との連携、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向け具体策の検討をしていく。</p> <p>○医療的ケアがより必要な在宅療養者への支援や退院可能な入院患者の在宅移行支援等を行う中で、在宅医療においてチーム医療の力を最大限に発揮させ医療と介護の連携を推進するためにトータルサポートマネジャーの周知、活用に向けた情報交換をしていく。</p>		

令和2年度 主要事業		担当課	健康支援課
事業名	生活習慣病予防対策		
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>○管内では、特定健診結果でHbA1c 有所見者や若年者の介護保険申請者が多いことから生活習慣病対策が課題であった。生活習慣病対策は生涯を通じて進めていくことが重要であるため、管内5町の母子・成人・介護保険担当者の代表と保健所職員が中心となり、平成25年度に「峡南生涯健康づくりプロジェクト」を立ち上げ、ライフサイクル別の分野（母子保健・成人保健・介護保険）が連携しながら課題や対策を検討してきた。（平成28年度末には目的達成のため各担当者会議として実施し引き続き各々で検討していく方向となった。）</p> <p>○平成29年度からは、同プロジェクトで抽出された管内の課題をもとに地域・職域保健連携推進協議会（以下、協議会）において糖尿病の重症化予防や慢性腎臓病予防を推進するため慢性腎臓病（CKD）に特化した取組みを実施。平成30年度には地域住民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、職域における健診状況・医療費分析や国保データベースを利用した管内ごとにみた健診と医療費の状況等について地域職域連携推進協議会で意見交換した。さらに、峡南地域保健行政担当者会議・研修会を開催し、健康づくり担当課と国保担当課の職員がともに健康課題や医療費に関して情報交換・共有の場を持った。</p> <p>○令和元年度は、生活習慣病対策等への取組みを継続しつつ、健やか山梨21の対策で検討できていなかったたばこ対策に焦点を絞り協議会で課題と取組みの共有をおこなった。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <p>○地域保健と職域保健の連携・協働により、県協議会の方向性をふまえ生活習慣病予防・重症化予防対策等についての継続した取組みと評価が必要である。</p> <p>○峡南保健所管内の各町、事業所の特定健診・保健指導の受診率など今後も継続して現状把握を行い、協議会委員との課題共有も推進していく必要がある。</p> <p>○また、管内の課題に対し協議会が主体的に取り組めるよう会を推進していく必要がある。</p> <p>○健康保険法等の一部改正法の成立（令和2年度）に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施がされる。このため、後期高齢者医療広域連合組合、市町村、県の役割や具体的な取組み内容、体制整備等の検討も含め、各町データヘルス計画やPDCAに基づいた事業展開を支援していく必要がある。</p> <p>○地域保健と学校保健の連携について母子保健担当者会議の中で検討していく。</p>		
内容	<p>峡南地域の課題である糖尿病や高血圧対策、働き盛りの脂質代謝異常対策、特定保健指導実施率向上等について各分野、所属を越えて協働・連携をしていけるよう会議などを開催する。</p> <p>○地域・職域保健連携推進協議会を開催し、連携・協働について検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 7月 各委員所属の情報共有と取組みについての検討</li> <li>・第2回 2月 課題解決に向けた具体的な取組みの検討</li> </ul> <p>○地域保健行政担当者会議を開催する</p> <p>保険者努力支援制度に合わせ、町の国保と健康づくり担当者が国保データベースを活用して生活習慣病等の課題を再評価し、健康づくり政策の必要性と効果的な事業展開について連携と情報共有を行う。また、令和2年度からの健康保険法等の一部改正法の成立に伴い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施がされる後期高齢者医療広域連合組合も含め、具体的な役割や連携について関係者間で検討していく。</p> <p>○管内の生活習慣病対策担当者会議、母子保健担当者会議に参画する。</p> <p>○愛育会、食生活改善推進員など地域住民の健康づくり広報活動が主体的に行えるよう支援していく</p> <p>○糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及啓発、関係機関への周知</p> <p>○受動喫煙対策については、県の動向等を把握しながら関係機関への周知と取組み促進</p>		

全体計画 留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○健康増進計画「健やか山梨21（第2次）」の取り組みとして推進する。</li><li>○生活習慣病等の予防活動を活発化させ地域包括ケアシステムの構築に資する。</li><li>○管内の関係者が、生活習慣病予防についての課題・取り組みの共有化を図れる場づくりを継続させ、それぞれの取り組みを活性化する。</li><li>○地域・職域保健連携推進協議会の中で管内の課題を共有し委員が主体的に取り組める具体策の検討ができるようにしていく。</li></ul>
--------------	--

事業名	難病患者の災害時支援体制の整備
経緯・課題	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 難病対策（平成 27 年 1 月難病法施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定疾患治療研究事業」から法に基づく制度として確立。難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくこととなった。それに伴い、対象疾患が法施行前の 56 疾患から 333 疾患（令和元年 7 月）に拡大された。</li> <li>・管内の受給者数は 291 件（令和 2 年 2 月現在）</li> </ul> </li> <li>○ 小児慢性特定疾病対策（平成 27 年 1 月児童福祉法改正） <ul style="list-style-type: none"> <li>・難病の 18 歳未満（20 歳まで延長可）の児童等を対象に医療費の自己負担分の一部を給付。対象疾患は 762 疾患（令和元年 7 月）</li> <li>・管内の受給者数は 29 件（令和 2 年 2 月現在）</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、地震や台風などの自然災害が多く、人工呼吸器装着患者等のハイリスク者や災害時に配慮を要する要配慮者等への災害時の支援は重要なため、災害時の避難等に関する調査を難病及び小児慢性特定疾病児（保護者）を対象に昨年度実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難の課題として「歩行困難や介護者不在による移動困難」や「薬の確保や管理」「避難所生活環境」「ライフライン」等に関する課題が明確になった。</li> </ul> </li> </ul>
内容	<p>実態調査から明らかになった課題も踏まえて取り組む内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者及び家族への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習会の開催：実態調査の結果も踏まえ、災害時の対応等に関する学習会を開催する。</li> <li>・医療費受給者証の更新事務手続きを活用した普及啓発の実施：災害時を想定した平時の準備に関する資料配付、保健師等による説明を行う。</li> </ul> </li> <li>○実態調査の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度はさらに各疾患別の特徴・ニーズを明らかにする目的で調査を実施する。</li> </ul> </li> <li>○患者及び家族の療養生活など相談・支援の継続的な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請、更新手続き時に保健師等による面接を実施</li> <li>・所内カンファレンスを定期開催し、支援方法、課題解決に向けた検討などを行う。</li> </ul> </li> <li>○個別支援計画の策定（更新）と支援ネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器装着患者等の個別支援計画を策定または更新する。個別支援計画に基づき、各関係者（町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等）と情報共有、内容の検討・役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める。</li> </ul> </li> <li>○在宅人工呼吸器装着患者等の訓練実施の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅人工呼吸器使用患者については、安否確認の実際についての訓練などの検討をする。</li> </ul> </li> <li>○避難行動要援護者の各町への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>全町に対し避難行動要援護者に関する情報を提供する。</li> </ul> </li> <li>○避難体制や避難所環境の整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>課題に対して各町とともに避難体制や避難所の環境整備等について検討していく。</li> </ul> </li> <li>○災害時の難病患者及び家族に関わる保健師の資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理対応能力の向上のため、各種研修の紹介や企画実施。</li> <li>・今年度末に改訂された「災害時における保健師活動マニュアル」をもとに難病患者等への対応について各町保健師と共有していく。</li> </ul> </li> </ul>
全体計画・留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別支援、つどい、交流会、学習会等を連動させ、継続して支援を行う。</li> <li>○ 受給者・家族等のニーズに基づいた事業企画・情報提供の実施。</li> <li>○ 特定医療費（指定難病）受給者証更新手続き時を活用した普及啓発の実施。</li> <li>○ 災害対策として、ハイリスク者等の個別支援計画の作成・更新、要援護者情報の町との共有、町と連携した避難体制の検討等を行う。</li> <li>○ 医療及び介護体制整備に関することは関係各課及び各機関とも連携をしながら取り組む。</li> </ul>